



# 国土交通省 北陸地方整備局

## 大臣許可業者のみなさまへ大事なお知らせ！！ ～申請窓口が変わります！！～

令和2年4月1日から、建設業許可関係、経営事項審査の各種書類は、北陸地方整備局建政部計画・建設産業課に直接持参又は郵送にて提出して下さい。

最寄りの県窓口では受付できませんので、ご注意ください。

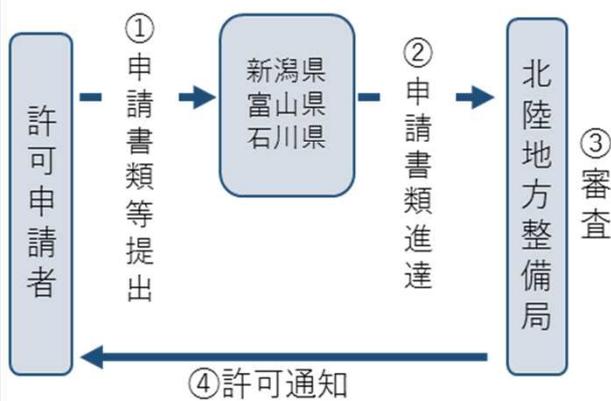
### 【直接、北陸地方整備局へ提出となるもの】

- ・建設業許可申請書(新規、更新等)
- ・決算変更届等の各種届出
- ・経営事項審査申請書

※北陸地方整備局管内(新潟県・富山県・石川県)のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者のみなさまが対象です。

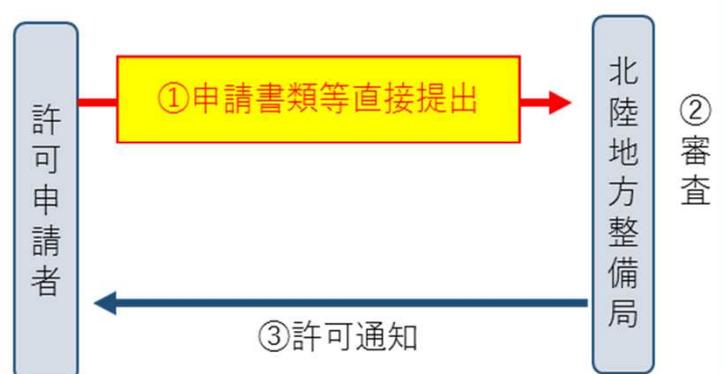
### 現 状

令和2年3月31日まで



### 廃止後

令和2年4月1日から



■提出部数は正本1部です。

■受付印(受理印)は、FAX返信にて対応いたします。

**各種書類を提出する際は、必ず連絡先が確認できる別紙(担当者連絡票)を合わせて提出して下さい。**

(担当者連絡票及びFAX返信用の様式は北陸地方整備局ホームページに掲載しております。<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>)

### <提出先・問合せ先>

〒950-8801

新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 2階

北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課

TEL 025-370-6571(直通)

## 担当者連絡票

※下記連絡先を記入の上、申請書と合わせて提出いただきますようにお願いします。

事業者	
担当部署	
担当者	
TEL	
FAX	
備考	